
第1期千葉市障害福祉計画

(平成18年度～20年度)

平成19年3月

千 葉 市

はじめに

わが国の障害者施策は、昭和５６年の「国際障害者年」を契機として、以降着実に進展を遂げてまいりましたが、平成１５年に、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉サービスの提供を、措置から契約へと転換する「支援費制度」が導入され、サービスの利用者が飛躍的に増加してきております。

市長写真

こうした中、昨年４月からは、身体、知的、精神と各障害の種別ごとに分かれていたサービス提供の仕組みを一元化した「障害者自立支援法」が施行されたところであります。

同法では、計画的に福祉サービスの基盤整備を進めるため、市町村及び都道府県は、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題ごとの数値目標の設定を含めた「障害福祉計画」を策定することとなっております。

そこで、本市では、この度、新たなサービス体系においても、必要なサービスを確保するため、平成２３年度における障害者の地域生活と一般就労への移行目標や、平成２０年度までのサービスの見込み量及び確保策を定めた「第１期千葉市障害福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の着実な推進により、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりに全力で取り組んで参りますので、市民の皆様には、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成１９年３月

千葉市長 鶴岡 啓一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・他計画との関係	2
3 計画の期間及び見直しの時期	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 基本的理念	4
2 施策展開の方向性	4
(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実	4
(2) 相談支援体制の充実	4
(3) 地域における暮らしの場の確保	5
(4) 就労支援の強化	5
3 平成23年度までに達成すべき目標	5
(1) 地域生活への移行促進	5
(2) 一般就労への移行促進	6
第3章 障害福祉サービス等の見込み	7
1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供	7
(1) 指定障害福祉サービス	7

（２）指定相談支援.....	13
----------------	----

2 地域生活支援事業の提供.....	13
--------------------	----

3 必要なサービス利用に向けて	21
-----------------------	----

第4章 計画の推進に向けて.....	23
--------------------	----

1 市民参加と協働	23
-----------------	----

2 関係機関との連携	23
------------------	----

3 進行管理と事業評価	23
-------------------	----

4 計画の弾力的運用	23
------------------	----

資料編

1 障害福祉サービスの利用状況等	23
------------------------	----

2 千葉県障害者施策推進協議会条例	29
-------------------------	----

3 千葉県障害者施策推進協議会委員名簿.....	31
--------------------------	----

4 計画策定経過	32
----------------	----

5 障害者自立支援法（抜粋）	33
----------------------	----

6 主な用語解説	35
----------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置から契約へと転換した支援費制度*の下で、利用者数が飛躍的に増加するなどサービス量の拡充が図られてきました。一方で、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象になっていないこと、全国的に見ればホームヘルプサービス等について未実施の市町村が見られることや相談支援体制などについても大きな地域格差があることなどが指摘されてきました。また、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応も求められています。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法*では、こうした状況に対応し、障害のある人が、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、必要な福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せ、すべての市町村及び都道府県に対し障害福祉計画の策定を義務付けています。

本市では、障害者自立支援法*の成立や発達障害者支援法*の施行など障害者施策が大きな転換期を迎える中、新しい状況やさまざまな課題に対応すべく、平成17年度に「千葉市障害者計画」を策定しました。同計画は、市民の誰もが障害の有無にかかわらず、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会」を創り、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指し様々な施策を展開することとしています。

これらのことを受け、障害者の地域生活支援や就労支援の充実を図るために必要な障害福祉サービス等について、「国の基本指針*」や「県の基盤整備の基本的な考え方*」を踏まえながら、本市における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定める「千葉市障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

(1) 位置づけ

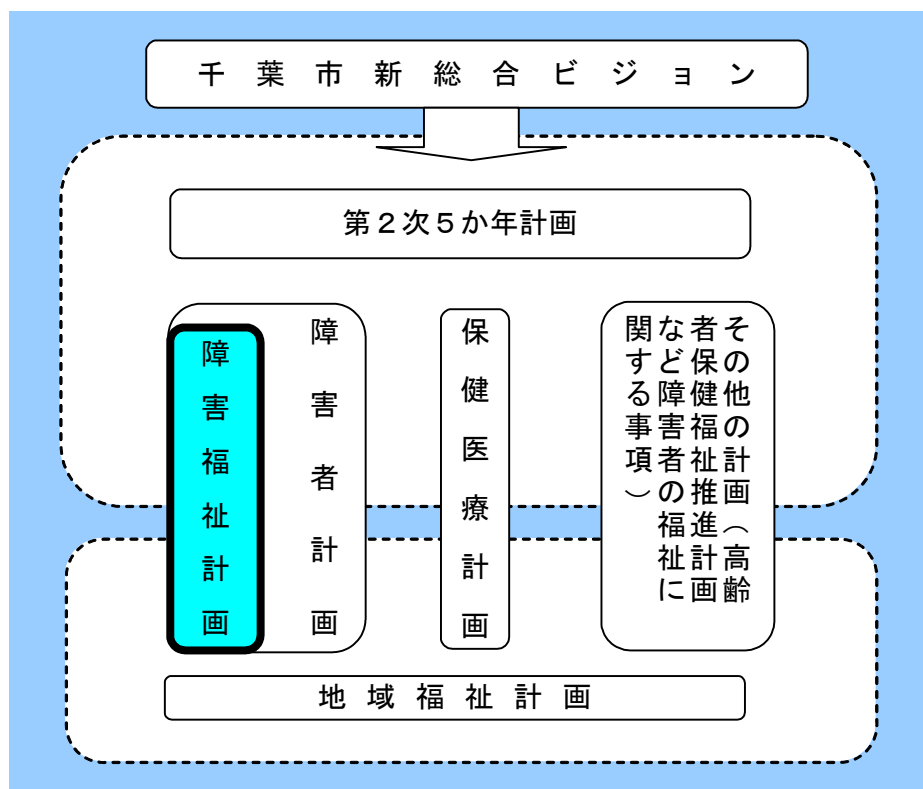
本計画は、障害者自立支援法*第88条の規定による「市町村障害福祉計画」とします。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市障害者計画、本市地域福祉計画、本市保健医療計画などにおける障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

また、地方自治法第2条第4項に規定する本市の基本構想「千葉市新総合ビジョン」に即したものとします。

〔他計画のイメージ図〕



千葉市障害者計画（平成18年3月策定）の概要

○ 計画策定の趣旨

障害のある人もない人も共に暮らせる共生の地域社会を目指して、就労を含めた社会参加を促進するとともに、自立支援や地域生活支援の充実を図るため、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定しました。

○ 計画の位置づけ

障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

○ 計画の期間

平成18年度から22年度までの5年間です。

○ 計画の基本理念

～ 安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る ～

○ 計画の体系

- 1 地域生活支援
- 2 雇用・就労
- 3 生活環境
- 4 保健・医療
- 5 教育・育成
- 6 啓発・広報

千葉市障害福祉計画

- ① 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供
- ② 地域生活支援の提供

3 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、平成18年度から20年度までの3年間とします。

なお、第2期千葉市障害福祉計画は、本計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行ったうえで、平成21年度から23年度までを期間として策定することとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

**安心して自立した生活を送ることができる
共生の地域社会を創る**

○ 千葉市障害者計画(平成18年度～22年度)と共通の理念とします。

市民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限に発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創り、すべての障害者の自立と社会参加の実現を目指します。

2 施策展開の方向性

(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実

障害者が、地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが、障害の種別や程度に関わらず、自らが居住の場所を選択し、その必要とするサービスの支援を受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことができることが重要です。

そのためには、障害者の地域生活を支える必要な居宅サービスの充実を図るほか、これまで支援費制度の対象外であった精神障害者については、居宅サービス等の積極的な利用を促進していきます。

(2) 相談支援体制の充実

障害者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障害者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護への取り組みなど、障害者が地域で生活するうえで必要な相談支援を拡充する必要があります。

そのため、各区に指定相談支援事業者を配置するとともに、事業者のネットワークを図り、各区に整備を進めている保健福祉センターとの有機的な連携を図ります。

(3) 地域における暮らしの場の確保

知的障害者や精神障害者の福祉施設入所や入院からの地域生活への移行を進めるためには、地域における住まいの場を確保する必要があります。

そのため、グループホーム、ケアホーム等の整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居及び入居継続のための支援の在り方を検討していきます。

(4) 就労支援の強化

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。

そのため、ハローワークや県労働部局等との連携を強化し、企業に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求め、特例子会社*の設置促進など、障害特性に配慮した一般企業の雇用の場の拡大や職場環境の改善を図ります。また、福祉施設等における作業工賃の増額を推進するとともに、就労継続支援事業（A 型）の拡大を図ります。

3 平成23年度までに達成すべき目標

障害者等の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応するため、旧体系の施設が新しいサービス体系への移行が終了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針*や県の基盤整備の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 地域生活への移行促進

国の基本指針*では、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、平成23年度末の施設入所者数を現時点の入所者数から7%以上削減することや、平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の退院を目指すこととしています。

本市の施設入所者は平成17年10月1日現在では802人ですが、地域で施設入所を希望している者、いわゆる入所施設待機者は平成17年12月1日現在では

142人となっています。一方で、利用者に対する経過措置は講じられているものの障害程度区分により、入所施設の利用が難しい場合も生じてきます。

こうしたことを踏まえ、福祉施設から地域生活への移行目標値は現時点の施設入所者数の1割（80人）以上とします。

次に、地域で受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は、全国で約7万人、千葉県では2,700人いると推計されています。

千葉県の推計では本市は333人とされていますが、県が平成18年1月から2月に実施した「退院可能な患者の実態調査」では、退院を希望している患者は65%で、退院させたいと望んでいる家族は、26%という結果がでています。

そこで、本市では、患者本人や患者家族の意向等を踏まえ、平成23年度末までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数の45%（150人）が地域生活へ移行することを目指します。

（2）一般就労への移行促進

国の基本指針*では、23年度中に一般就労に移行する者が現時点の4倍以上とすることや23年度までに現時点の福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、23年度末に就労継続支援利用者のうち、3割はA型（雇用型）を利用することを目指すとしています。

本市の障害者福祉施設利用者は、平成17年10月では1,419人であり、そのうち、授産施設の利用者は410人で、過去1年間に就職を理由に福祉施設を退所した者は11人となっています。

そこで、本市では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者を現時点の一般就労への移行実績（11人）の4倍（44人）以上とすることを目指します。

また、福祉施設における一般就労支援を促進する観点から、平成23年度までに現時点の福祉施設利用者のうち2割（280人）以上が就労移行支援事業を利用することを目指します。また、平成23年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

第3章 障害福祉サービス等の見込み

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、自己決定と自己選択の自由を尊重した利用者本位の障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供される体制を確保することが重要です。

(1) 指定障害福祉サービス

ア 「訪問系サービス」

これまでの居宅介護支援（ホームヘルプサービス）は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスに再編されました。

支援費制度*の下での本市における居宅介護支援は、「ホームヘルプサービスの上手な使い方ガイドブック」の作成など、制度の普及啓発に努めたこともあり、サービスの利用者は急増しましたが、最近では、横這い状況にあります。

しかしながら、今後も介助者の高齢化や施設・病院からの地域移行を促進するため、障害者のニーズに適切に応えられるサービス提供体制を充実する必要があります。

本計画では、支援費制度*導入以降のホームヘルプサービス利用者数や障害者手帳交付者数の伸び及び退院可能な精神障害者の利用見込み数を勘案し、平成23年度の利用者数が平成17年度の約1.4倍に増加することを見込み、その確保のための施策を展開します。

イ 「日中活動系サービス」

障害者自立支援法*の下では、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、これまで障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系が生活介護や自立訓練、就労移行支援等といった6つの日中活動系サービスに再編されました。

障害のある方たちの自立や社会参加を進めるとともに、施設利用待機者の解消を図るため、障害者のニーズに応じた基盤整備を今後も計画的に進めていく必要があ

ります。

本計画では、養護学校等の卒業生の福祉施設利用者の見込み数、施設利用待機者、退院可能な精神障害者の利用見込み数、障害者手帳交付者数の伸び等を勘案し、平成23年度の利用者数が平成17年度の約1.5倍に増加することを見込み、各種の事業者指定にあたって事業者の理解を得ながら、その確保のための施策を展開します。

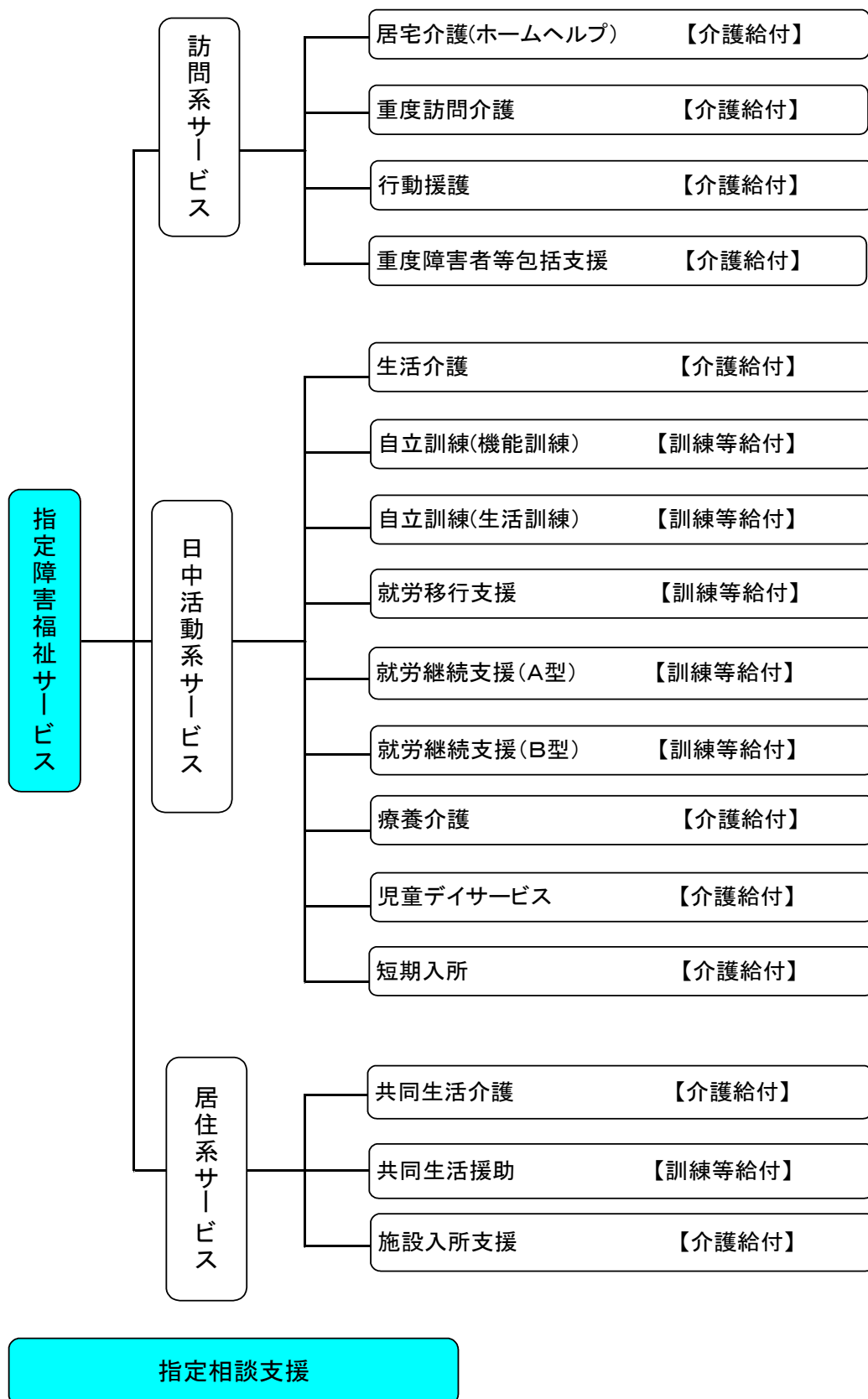
ウ 「居住系サービス」

新体系の下では、これまでの入所型施設は日中活動系の事業所と施設入所支援事業に別れ、施設入所支援事業は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援護（グループホーム）等とともに住まいの場を提供する居住系サービスに再編されました。

障害者の地域生活への移行を実現するための鍵は、今後の住まいの場の中心となるグループホーム等の充実が必要です。また、その整備促進のためには地域住民の障害に関する理解を広めていくことも必要です。

本計画では、施設入所待機者や退院可能な精神障害者の利用及び現施設利用者のうち地域生活への移行が可能と思われる者の見込み数、障害手帳交付者数の伸び等を勘案して必要量を見込み、その確保のための施策を展開します。

① 施策体系



②サービスの種類と内容

サービスの種類		対 象				内 容
		身	知	精	児	
訪問系	居宅介護	○	○	○	○	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	○	—	—	—	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	—	○	○	○	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	○	○	○	○	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護、生活介護など複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	○	○	○	—	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	○	—	—	—	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	—	○	○	—	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	○	○	○	—	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	○	○	○	—	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	○	○	○	—	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	○	○	—	—	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	児童デイサービス	—	—	—	○	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
居住系	短期入所	○	○	○	○	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護	—	○	○	—	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助	—	○	○	—	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	○	○	○	—	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③ サービスの種類と見込量

サービスの種類		17年度 一月当り 利用人員	各年度におけるサービス量の見込み				
			単位 ()内は、 利用人員	18年度	19年度	20年度	23年度
訪問系	居宅介護	475 人	時間分／月	12,565	14,392	15,544	18,144
	重度訪問介護			(493 人)	(537 人)	(580 人)	(677 人)
	行動援護						
	重度障害者等包括支援						
日中活動系	生活介護	1,419 人	人日分／月	4,224 (192 人)	8,976 (408 人)	14,168 (644 人)	28,380 (1,290 人)
	自立訓練(機能訓練)		人日分／月	110 (5 人)	242 (11 人)	220 (10 人)	286 (13 人)
	自立訓練(生活訓練)		人日分／月	22 (1 人)	660 (30 人)	1,034 (47 人)	2,552 (116 人)
	就労移行支援		人日分／月	264 (12 人)	946 (43 人)	1,276 (58 人)	3,234 (147 人)
	就労継続支援(A 型)		人日分／月	0 (0 人)	66 (3 人)	242 (11 人)	2,970 (135 人)
	就労継続支援(B 型)		人日分／月	374 (17 人)	1,848 (84 人)	2,992 (136 人)	7,194 (327 人)
	小 計 (利用人員)	1,419 人	人	227	579	906	2,028
	療養介護	9 人	人日分／月	274 (9 人)	274 (9 人)	274 (9 人)	274 (9 人)
	児童デイサービス	134 人	人日分／月	423 (146 人)	443 (153 人)	464 (160 人)	536 (185 人)
	短期入所	184 人	人日分／月	1,535 (206 人)	1,743 (234 人)	1,974 (265 人)	2,876 (386 人)
	合 計 (利用人員)	1,746 人	人	588	975	1,340	2,608
	(参考)旧体系施設サービス利用		人	1,375	1,050	692	0
居住系	共同生活介護	78 人	人分／月	112	166	199	275
	共同生活援助						
	施設入所支援 [] 内は、旧法施設支援	802 人	人分／月	17 [785]	275 [563]	461 [377]	889 [0]

注1) 時間分／月＝月間の利用人員×一人一月当たりの平均利用時間

注2) 人日分／月＝月間の利用人員×一人一月当たりの平均利用日数

④ 見込量確保のための方策

サービスの種類		サービス量の確保策
訪問系	居宅介護	民間事業者等の積極的な参入により必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用意向が高いサービスであることから、利用者の選択の幅が広がるよう、指定事業者などの必要な情報提供を行っていきます。
	重度訪問介護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系	生活介護	今後5年間に各施設が新体系に移行することから、現行利用者の障害の程度やニーズが十分反映されるよう、事業者の理解を得ながら早期の新体系への移行を促進するとともに、利用者による選択の幅が広がるよう、指定事業者などの必要な情報提供を行っていきます。
	自立訓練(機能訓練)	
	自立訓練(生活訓練)	
	就労移行支援	
	就労継続支援(A型)	
	就労継続支援(B型)	
	療養介護	専門的医療機関によって必要なサービス量は概ね確保されており、利用者への情報提供に努めていきます。
	児童デイサービス	平成16年度から療育センター及び大宮学園でデイサービスを実施し、必要なサービス量は概ね確保されています。引き続き適切に運営していきます。
居住系	短期入所	民間事業者の参入により短期入所の事業者は徐々に増えてきていますが、今後とも利用が多く見込まれることから必要な事業所の整備を進めます。
	共同生活介護	民間事業者の積極的な参入により、グループホームは増加してきていますが、施設入所者等の地域移行を促進するため、引き続き、グループホーム、ケアホーム等の積極的な整備を図っていきます。
	共同生活援助	
居住系	施設入所支援	施設入所待機者等のニーズを的確に把握するとともに、既存施設における地域移行の状況等を見極めながら必要な施設の整備を進めます。

（２）指定相談支援

長期間の入所や入院から地域生活へ移行する障害者や、単身で自ら適切なサービス調整を行うことが困難な障害者が、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、より専門的な相談支援を行う必要があります。

このため、障害者ケアマネジメントを踏まえたサービス利用計画を提供できるような指定相談支援事業者を確保するとともに、各区に設置する保健福祉センターや地域自立支援協議会*との連携を図り、支援体制を充実していきます。

① サービスの見込み量

サービスの種類	各年度におけるサービス量の見込み				
	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
指定相談支援	人／月	0	54	58	68

② 見込量確保のための方策

サービスの種類	サービス量の確保策
指定相談支援	各区に1か所以上の指定相談指定事業者があることから、今後の利用状況を見極めながら、適切な事業者の確保に努めます。

2 地域生活支援事業の提供

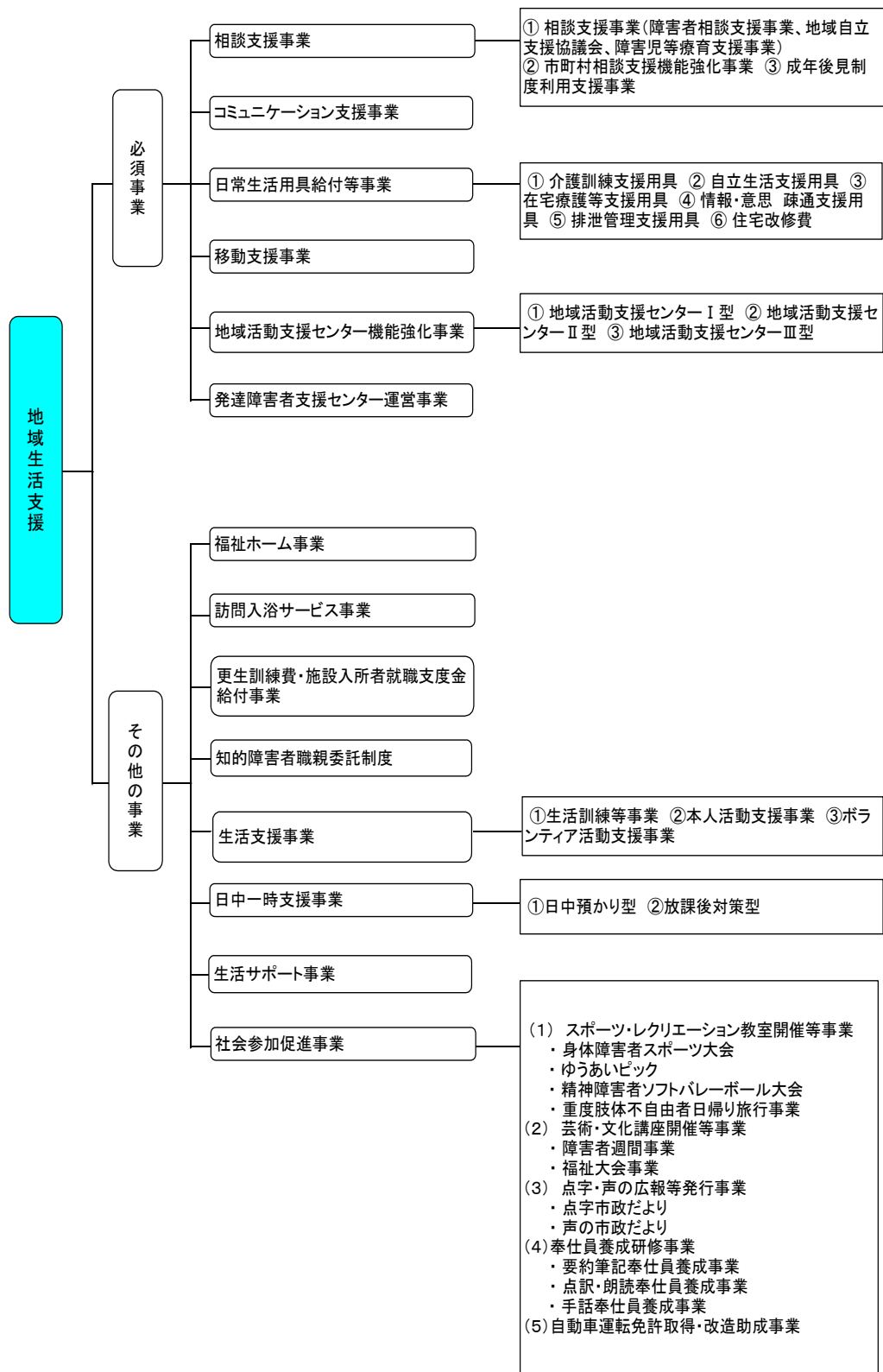
障害者の地域生活を支援するためには、地域の実情や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが重要です。

このため、全国共通のメニューである「必須事業」については、障害者相談支援事業を各区で実施するとともに、移動支援事業について新たな支援の検討を進めるなど地域の状況やニーズに対応した事業を展開します。また、発達障害*者に対する総合的な支援を行う発達障害者支援センターを設置します。

さらに、市町村が独自に行う「その他の事業」については、訪問入浴サービスをはじめとし、これまでのサービス内容と同様のサービス及び水準を維持することを基本に各種事業を実

施していきます。

(1) 施策体系



(2) 事業とその内容

事業名		対 象				内 容
		身	知	精	児	
必 須 事 業	相談支援事業	○	○	○	○	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
	コミュニケーション支援事業	○	—	—	○	聴覚、言語障害、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	重度障害者に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
	移動支援事業	○	○	○	○	屋外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター事業	○	○	○	○	施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図ります。
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害*児(者)				自閉症等の発達障害*児(者)に対する総合的な支援を行います。
そ の 他 の 事 業	福祉ホーム事業	○	○	○	—	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させます。
	訪問入浴サービス事業	○	—	—	—	入浴が困難な身体障害者の方に対し、訪問により入浴サービスを行います。
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	○	○	○	—	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に更生訓練費を支給します。また、施設に入所・通所、又は就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用して就職等へ移行する方に就職支度金を支給します。
	知的障害者職親委託制度	—	○	—	—	知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意のある事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	生活支援事業	○	○	○	○	日常生活上必要な訓練・指導や知的障害者が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の本人活動などを支援します。
	日中一時支援事業	○	○	○	○	日中において一時的に見守り等の支援が必要な方に対し、日中の活動の場を提供します。
	生活サポート事業	○	○	○	—	障害程度区分が非該当の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活支援及び家事援助を行います。
	社会参加促進事業	○	○	○	○	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、社会参加を促進します。

(3) 各年度における事業ごとの見込量

① 必須事業

事業名	各年度におけるサービス量の見込み							
	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	6 箇所		6 箇所		6 箇所		6 箇所	
イ 地域自立支援協議会	1 箇所		1 箇所		1 箇所		1 箇所	
ウ 障害児等療育支援事業	9 箇所		9 箇所		11 箇所		11 箇所	
② 市町村相談支援機能強化事業	6 箇所		6 箇所		6 箇所		6 箇所	
③ 成年後見制度利用支援事業		3 人		8 人		13 人		28 人
(2) コミュニケーション支援事業		年 700 件		年 1400 件		年 1400 件		年 1400 件
(3) 日常生活用具給付等事業								
① 介護訓練支援用具		年 25 件		年 50 件		年 50 件		年 50 件
② 自立生活支援用具		年 36 件		年 73 件		年 73 件		年 73 件
③ 在宅療養等支援用具		年 45 件		年 89 件		年 89 件		年 89 件
④ 情報・意思疎通支援用具		年 70 件		年 139 件		年 139 件		年 139 件
⑤ 排泄管理支援用具		年 4088 件		年 8329 件		年 8483 件		年 8944 件
⑥ 住宅改修費		年 8 件		年 15 件		年 15 件		年 15 件
(4) 移動支援事業	92 箇所	年 2280 人	96 箇所	年 4834 人	102 箇所	年 5125 人	122 箇所	年 6102 人
(5) 地域活動支援センター事業								
① 地域活動支援センターⅠ型	0 箇所	0 人	2 箇所	40 人	6 箇所	120 人	6 箇所	120 人
② 地域活動支援センターⅡ型	—	—	—	—	3 箇所	45 人	3 箇所	45 人
③ 地域活動支援センターⅢ型	—	—	2 箇所	20 人	4 箇所	42 人	4 箇所	42 人
(6) 発達障害者支援センター運営事業	—		1 箇所		1 箇所		1 箇所	

注) 平成 18 年度は、半期分の数値です。

② その他の事業

事業名	各年度におけるサービス量の見込み							
	18年度		19年度		20年度		23年度	
	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数	実施見込み箇所数	利用見込み数
(1)福祉ホーム事業	1 箇所	5 人	1 箇所	5 人	1 箇所	5 人	3 箇所	25 人
(2)訪問入浴サービス事業	6 箇所	延 840 人	6 箇所	延 1680 人	6 箇所	延 1680 人	6 箇所	延 1680 人
(3)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業		年 251 件		年 501 件		年 511 件		年 544 件
(4)知的障害者職親委託制度		7 人		7 人		7 人		7 人
(5)生活支援事業	3 事業		3 事業		3 事業		3 事業	
(6)日中一時支援事業		延 1864 人		延 6486 人		延 6875 人		延 8188 人
(7)生活サポート事業		317 時間		672 時間		712 時間		848 時間
(8)社会参加促進事業	5 事業		5 事業		5 事業		5 事業	

(4) 事業ごとの実施に関する考え方

① 必須事業

事業名	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業	
① 相談支援事業	
ア 障害者相談支援事業	障害者の地域移行の進展に伴い需要が高まることが予想されるため、各区に1か所相談拠点を設け実施します。(実施方法:社会福祉法人等へ委託)
イ 地域自立支援協議会	地域の障害者支援に関する定期的な協議の場として、地域自立支援協議会を設置します。(実施方法:市町村相談支援機能強化事業受託者の中から1か所を選定して委託)
ウ 障害児等療育支援事業	療育支援体制の維持、向上のため、本事業を継続するとともに、委託先の拡大等を図っていきます。
② 市町村相談支援機能強化事業	精神保健福祉士等専門的職員を配置し、処遇困難ケース等へ対応することにより、相談支援の機能強化を図ります。(実施方法:障害者相談支援事業受託者へ委託)
③ 成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を守るため、本事業を引き続き実施するとともに制度のPR等に努めていきます。
(2) コミュニケーション支援事業	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、福祉事務所等に手話通訳を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を「聴覚障害者情報提供施設」等へ委託して実施します。
(3) 日常生活用具給付等事業	
① 介護訓練支援用具	地域で生活する障害者等の利便性の向上を図ります。また、対象品目の選定等を行う検討組織を設置し、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めていきます。
② 自立生活支援用具	
③ 在宅療養等支援用具	
④ 情報・意思疎通支援用具	
⑤ 排泄管理支援用具	
⑥ 住宅改修費	
(4) 移動支援事業	障害者の社会参加の進展に伴い需要が高まることが予想されるため、利用の伸びに対応した事業展開を行います。なお、当面は、個別支援型事業を実施しますが、グループ支援型等についても実施に向けた検討を行います。
(5) 地域活動支援センター事業	
① 地域活動支援センターⅠ型	旧精神障害者地域生活支援センターを運営していた事業者や相談支援事業者を指定し実施します。(実施方法:委託)
② 地域活動支援センターⅡ型	旧小規模通所授産施設を運営していた事業者を主な対象として、本事業への移行を希望するものに実施させます。(実施方法:民間事業者へ補助)

③ 地域活動支援センターⅢ型	ワークホーム又は共同作業所を運営している事業者を主な対象として、本事業への移行を希望するものに実施させます。(実施方法:民間事業者へ補助)
(6)発達障害者支援センター運営事業	発達障害*者に対する総合的な支援拠点として開設します。運営にあたっては、医療、福祉、教育、就労などの関係機関や家族団体等との密接な連携を図ります。(実施方法:専門性のある社会福祉法人等に委託)

② その他の事業

事業名	実施に関する考え方
(1)福祉ホーム事業	グループホーム等の整備とともに地域における障害者の様々な形態による住まいの場を確保します。(実施方法:民間事業者へ補助)
(2)訪問入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な重度身体障害者に対し、入浴の機会を提供し、身体の清潔の保持及び家族の介護の軽減を図ります。(実施方法:給付事業)
(3)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生援護施設等に入所している者を対象に、更生訓練費・就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
(4)知的障害者職親委託制度	知的障害者を対象に生活指導を含めた就労訓練の一環として継続実施します。(実施方法:知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者へ委託)
(5)生活支援事業	障害者の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するため、生活訓練等、本人活動支援、ボランティア活動支援など各種事業を実施します。(実施方法:障害福祉団体等へ委託)
(6)日中一時支援事業	障害者等の放課後や日中の活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保するため従前の日帰り短期入所事業などの利用の伸びに対応した事業の実施を図ります。(実施方法:補助事業)
(7)生活サポート事業	障害程度区分認定で非該当となった者の内、支援を必要とする者に対し、居宅介護サービスを提供し、地域での自立した生活の推進を図ります。(実施方法:給付事業)
(8)社会参加促進事業	スポーツ大会や芸術文化活動、点字や声の広報など、これまで行ってきた事業を引き続き実施し、障害者の社会参加の更なる促進を図っていきます。

3 必要なサービス利用に向けて

障害者自立支援法*では、制度導入にあたり、原則1割負担としつつも、大幅な負担増にならないよう所得に応じた利用料の月額上限の設定がされているほか、住民税非課税世帯に対しては、利用するサービスによって個別減免*・社会福祉法人減免*などの負担軽減措置が講じられています。

しかしながら、法施行後、施設からの退所やホームヘルプサービスの利用手控え等の動きもあり、本市においても、今後、利用の抑制が生じることが懸念されていました。

そこで本市では、平成18年10月の法の本格施行による利用者の更なる負担増や、他都市の状況などを総合的に勘案し、低所得者層を対象に平成19年1月から平成20年度までの間、障害福祉サービスや補装具などの負担上限月額を国制度よりも引き下げる激変緩和措置を講ずることとしました。

激変緩和措置

1 対象サービス 障害福祉サービス、補装具、日常生活用具、障害児施設給付

2 軽減の内容

所得階層区分			負担上限月額		
			国制度	激変緩和後	
				18・19年度	20年度
生活保護受給世帯			0円	0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円以下 (障害基礎年金2級相当)	15,000円	7,500円 国制度の1/2	10,000円 国制度の2/3
	低所得2	上記以外	24,600円	12,300円 国制度の1/2	16,400円 国制度の2/3
一般	市民税課税世帯		37,200円	37,200円	37,200円

* このほか、地域生活支援事業の利用者負担については、障害福祉サービスの利用者負担と合算し、月々の利用者負担が障害福祉サービスの上限月額を超えない仕組みとしています。

一方、国においては障害者自立支援法*の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、「利用者負担の更なる軽減」「事業者に対する激変緩和措置」「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を柱とする改善策を講ずることとしました。

本市としても、国の特別対策を着実に実施してまいります。

国の特別対策事業

1 利用者負担の軽減

障害福祉サービス及び障害児施設給付利用者の1割負担の上限額の引き下げにあたり、所得区分が低所得1、低所得2及び一般（市民税所得割10万円未満まで）の利用者の負担上限月額を原則、国基準額の1/4にします。（一定の資産要件あり。）

○障害福祉サービスの利用者負担の軽減策

所得区分				国基準額 (上限月額)	軽減策
生活保護				0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1	本人収入が年間80万円未満(障害基礎年金2級相当)		15,000円	3,750円 (国基準額の1/4)
	低所得2	上記以外(障害基礎年金1級相当)	通所利用者	24,600円	3,750円 (低所得1と同額)
			その他		6,150円 (国基準額の1/4)
一般	市民税課税世帯	所得割10万円未満		37,200円	9,300円 (国基準額の1/4)
		その他			37,200円

※20歳以上の施設入所者、グループホーム及びケアホーム入居者は対象外

○20歳未満の施設入所者及び障害児施設給付の利用者負担の軽減策

所得区分					国基準額 (上限月額)	軽減策
生活保護					0円	0円
市民税 非課税 世帯	低所得1	本人収入が年間 80万円未満(障 害基礎年金2級 相当)	通所利用		15,000円	3,750円 (国基準額の1/4)
			施設入所			7,500円 (国基準額の1/2)
	低所得2	上記以外(障害 基礎年金1級相 当)	通所利用		24,600円	3,750円 (低所得1と同額)
			施設入所			12,300円 (国基準額の1/2)
一般		市民税課税世帯	所得割10万円未満	通所利用	37,200円	9,300円 (国基準額の1/4)
				施設入所		18,600円 (国基準額の1/2)
			その他			

2 事業者に対する激変緩和措置

旧体系施設では、従前報酬の80%を保障する「激変緩和加算」を位置づけているが、さらに報酬額の90%保障となるように改め差額を助成するとともに旧体系から新体系に移行する場合についても、従前報酬単価の90%保障を創設します。

3 通所事業者の送迎サービスに対する助成

通所サービスの利用に係る利用者の送迎について、直近1か月の実績が週3回以上のものに対し、送迎に係る費用を1事業所当たり年間300万円を助成します。

第4章 計画の推進に向けて

1 市民参加と協働

障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、公的サービスに加え、障害者を地域全体で支えることが必要です。

このため、地域のネットワーク（地域自立支援協議会等）を構築するなど、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者等の参加により、協働して施策を推進します。

また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。

2 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、福祉と保健・医療、雇用、教育との連携が重要であり、庁内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との連携強化に努めます。

3 進行管理と事業評価

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、見込み量の達成状況について、障害者施策推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。

4 計画の弾力的運用

計画の推進にあたっては、社会経済環境の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて計画の弾力的運用に努めます。

資料編

1 障害福祉サービスの利用状況等

(1) 障害者手帳交付者数の推移

単位：人

区分	15 年度	16 年度		17 年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	22,343	23,220	1.04	24,480	1.05
知的障害者	3,422	3,615	1.06	3,837	1.06
精神障害者	1,455	1,761	1.21	2,146	1.22
人口（10/1 現在）	912,623	918,364	1.01	924,353	1.01

（各年度：3月31日現在）

ア 身体障害者手帳所持者の内訳（17 年度）

単位：人

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	18歳未満	24	6	1	4	5	2	42
	18歳以上	630	416	154	126	203	141	1,670
	計	654	422	155	130	208	143	1,712
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	18歳未満	11	61	20	23	1	53	169
	18歳以上	231	394	174	258	13	399	1,469
	計	242	455	194	281	14	452	1,638
言 語 ・ 音 声 機 能 障 害	18歳未満	1	3	1	3	0	0	8
	18歳以上	2	9	231	78	0	0	320
	計	3	12	232	81	0	0	328
肢 体 不 自 由	18歳未満	374	132	59	41	31	14	651
	18歳以上	3,254	3,117	2,049	2,695	1,171	539	12,825
	計	3,628	3,249	2,108	2,736	1,202	553	13,476
心 臓	18歳未満	58	0	32	7	0	0	97
	18歳以上	1,939	28	842	928	0	0	3,737
	計	1,997	28	874	935	0	0	3,834
呼 吸 器	18歳未満	10	0	3	0	0	0	13
	18歳以上	140	16	246	126	0	0	528
	計	150	16	249	126	0	0	541
じ ん 臓	18歳未満	11	0	1	0	0	0	12
	18歳以上	1,604	4	144	20	0	0	1,772
	計	1,615	4	145	20	0	0	1,784
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	0	0	8	7	0	0	15
	18歳以上	10	5	71	985	0	0	1,071
	計	10	5	79	992	0	0	1,086
小 腸	18歳未満	4	0	0	0	0	0	4
	18歳以上	9	2	3	11	0	0	25
	計	13	2	3	11	0	0	29
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	16	25	9	2	0	0	52
	計	16	25	9	2	0	0	52
合 計	18歳未満	493	202	125	85	37	69	1,011
	18歳以上	7,835	4,016	3,923	5,229	1,387	1,079	23,469
	計	8,328	4,218	4,048	5,314	1,424	1,148	24,480

イ 療育手帳所持者の内訳（17 年度）

単位：人

区分	重度	中度	軽度	合計
18 歳未満	502	315	401	1,218
18 歳以上	1,291	756	572	2,619
計	1,793	1,071	973	3,837

ウ 精神保健福祉手帳所持者の内訳（17 年度）

1 級	2 級	3 級	合計
546 人	1,303 人	297 人	2,146 人

（2） 支援費制度の利用状況

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

■ 利用人数

単位：人

障害区分	1 5 年度	1 6 年度		1 7 年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	2,396	3,511	1.47	4,259	1.21
知的障害者	406	1,199	2.95	1,696	1.41
心身障害児	429	1,448	3.38	2,180	1.51
合計	3,231	6,158		8,135	

■ 利用量

単位：時間

障害区分	1 5 年度	1 6 年度		1 7 年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	78,692.0	131,963.5	1.68	154,434.5	1.17
知的障害者	6,557.0	18,448.5	2.81	27,276.5	1.48
心身障害児	6,913.0	25,537.0	3.69	43,038.5	1.69
合計	92,162.0	175,949.0		224,749.5	

イ デイサービス

■ 利用人数

単位：人

障害区分	15年度	16年度		17年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	1,536	1,824	1.19	1,789	0.98
知的障害者	836	1,007	1.20	1,043	1.04
心身障害児	0	1,678	皆増	2,188	1.30
合計	2,372	4,509		5,020	

■ 利用量

単位：日

障害区分	15年度	16年度		17年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	8,665.50	9,824.00	1.13	11,170.00	1.14
知的障害者	8,959.50	10,025.00	1.12	11,264.25	1.12
心身障害児	0.00	5,061.00	皆増	7,607.00	1.50
合計	17,625.00	24,910.00		30,041.25	

ウ 短期入所

■ 利用人数

単位：人

障害区分	15年度	16年度		17年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	651	870	1.34	976	1.12
知的障害者	1,229	1,720	1.40	1,895	1.10
心身障害児	1,486	1,922	1.29	1,958	1.02
合計	3,366	4,512		4,829	

■ 利用量

単位：日

障害区分	15年度	16年度		17年度	
			対前年比		対前年比
身体障害者	4,851.00	6,386.00	1.32	7,177.00	1.12
知的障害者	5,126.25	9,153.75	1.79	10,633.25	1.16
心身障害児	4,507.50	6,105.75	1.35	6,552.75	1.07
合計	14,484.75	21,645.50		24,363.00	

(3) 施設利用者の状況 (各年度 10 月 1 日現在)

ア 日中活動系

単位：人

施設種別	利用者実数	15 年度	16 年度		17 年度	
			対前年増減		対前年増減	
身体障害者更生施設		23	19	-4	19	0
身体障害者療護施設		222	225	3	226	1
身体障害者授産施設		38	39	1	37	-2
身体障害者通所授産施設		30	29	-1	29	0
身体障害者福祉工場		0	0	0	0	0
身体障害者小規模通所授産施設		35	50	15	48	-2
身体障害者 小計		348	362	14	359	-3
知的障害者更生施設 (入所)		497	492	-5	490	-2
知的障害者更生施設 (通所)		192	206	14	258	52
知的障害者授産施設 (入所)		49	51	2	44	-7
知的障害者授産施設 (通所)		90	99	9	124	25
知的障害者福祉工場		0	0	0	0	0
知的障害者小規模通所授産施設		71	75	4	99	24
知的障害者 小計		899	923	24	1,015	92
精神障害者生活訓練施設		0	15	15	16	1
精神障害者入所授産施設		0	0	0	0	0
精神障害者通所授産施設		0	4	4	5	1
精神障害者福祉工場		0	0	0	0	0
精神障害者小規模通所授産施設		12	21	9	24	3
精神障害者 小計		12	40	28	45	5
合 計 施設訓練等支援・障害者社会復帰施設		1,259	1,325	66	1,419	94
身体障害者デイサービス		39	51	12	53	2
知的障害者デイサービス		42	48	6	53	5
精神障害者地域生活支援センター		0	79	79	117	38
デイサービス等 合計		81	178	97	223	45
ワークホーム・福祉作業所		304	288	-16	278	-10
共同作業所		93	85	-8	92	7
小規模作業所 合計		397	373	-24	370	-3

イ 居住系

単位：人

施設種別	利用者実数	15 年度	16 年度		17 年度	
			対前年増減		対前年増減	
身体障害者更生施設		23	19	-4	19	0
身体障害者療護施設		195	195	0	196	1
身体障害者授産施設		38	39	1	37	-2
身体障害者 小計		256	253	-3	252	-1
知的障害者更生施設（入所）		497	492	-5	490	-2
知的障害者授産施設（入所）		49	51	2	44	-7
知的障害者 小計		546	543	-3	534	-9
精神障害者生活訓練施設		0	15	15	16	1
精神障害者入所授産施設		0	0	0	0	0
精神障害者 小計		0	15	15	16	1
合 計 施設訓練等支援・障害者社会復帰施設		802	811	9	802	-9
知的障害者通勤寮		3	1	-2	1	0
知的障害者グループホーム		22	54	32	70	16
知的障害者生活ホーム		30	35	5	30	-5
精神障害者グループホーム		7	8	1	7	-1
精神障害者生活ホーム		2	4	2	7	3
G H系サービス 合計		64	102	38	115	13
身体障害者福祉ホーム		5	5	0	5	0
知的障害者福祉ホーム		2	2	0	2	0
精神障害者福祉ホーム		0	3	3	1	-2
福祉ホーム 合計		7	10	3	8	-2

(4) 相談支援の状況

単位：人

事業名	対象	15 年度	16 年度	17 年度
障害者生活支援	身体障害者	5,587	5,329	8,590
知的障害者生活支援事業	知的障害者	702	1,409	1,330
地域生活支援センター	精神障害者	—	919	2,395
地域療育等支援事業	障害児 知的障害者	875	773	686

(5) 就職による施設退所者数

単位：人

施設種別	15 年度	16 年度	17 年度
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	1
知的障害者更生施設（通所）	0	0	3
知的障害者授産施設（入所）	2	1	0
知的障害者授産施設（通所）	7	5	7
知的障害者小規模通所授産施設	1	0	0
就職者計	10	6	11

(6) 養護学校卒業生の進路状況

単位：人

進路	15 年度	16 年度	17 年度
就職	23	24	20
家業従事	0	0	0
職親委託	0	0	0
施設利用（入所）	5	0	14
施設利用（通所）	36	46	21
ワークホーム利用	7	0	5
進学	1	7	4
入院継続	2	0	0
家事従事	0	0	0
在宅	4	0	2
その他	0	1	0
計	78	78	66

2 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成6条例10・平成17条例36・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(平成6条例10・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く

ことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(平成 6 条例 10・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 6 年規則第 36 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年 7 月 14 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 千葉市障害者施策推進協議会委員名簿

(氏名：五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備考
飯田 禮子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
伊藤 文彦	身体障害者療護施設 若葉泉の里施設長	
岡田 正平	千葉市身体障害者福祉団体連合会会長	
木村 章	千葉市精神保健福祉審議会委員	
久保田 美也子	千葉市手をつなぐ育成会会長	
佐藤 俊一	淑徳大学総合福祉学部教授	副会長
穴倉 邦明	千葉市歯科医師会会長	
實盛 理	千葉商工会議所副会頭	
唐仁原 崇	千葉公共職業安定所所長	
高野 正敏	千葉市知的障害者福祉施設等連絡協議会代表	
高山 功一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
富永 格	国立病院機構 下総精神医療センター院長	
鳥内 弥彦	特定非営利活動法人 千家連理事	
伯野 中彦	千葉市医師会会長	会長
平田 武二三	千葉市特殊学級設置校校長会会長	
福田 佐知子	弁護士	
藤平 淳一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
村田 淳	千葉大学医学部附属病院リハビリテーション部長	
山形 武次	千葉市社会福祉協議会常務理事	
渡邊 宜夫	高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	

4 計画策定経過

実施年月日	会議名等	主な内容
平成18年10月27日	第1回 千葉市障害者施策推進協議会	・策定の趣旨 ・計画の枠組みの検討
平成18年12月1日	第2回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画骨子案の検討
平成18年12月18、 19日	障害者福祉関係団体意見聴取	・計画骨子への意見
平成19年1月9日	第3回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画素案の検討
平成19年1月12日～	千葉県との協議	・計画素案の協議
平成19年1月18日 ～2月18日	パブリックコメント	・計画案への意見
平成19年3月19日	第4回 千葉市障害者施策推進協議会	・計画の承認

5 障害者自立支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日）

（法律第百二十三号）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

第八十九条 (略)

(都道府県知事の助言等)

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

6 主な用語解説

(五十音順)

○ 国の基本指針

障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備、並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針です。

○ 県の基盤整備の基本的な考え方

県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、市町村障害福祉計画に盛り込むサービス見込量及びその基盤となる社会資源整備の県としての基本的な考え方を示したものです。

○ 個別減免

グループホームや施設に入所している方のうち所得が低く資産のない場合は、定率負担(1割負担)に対する個別減免という仕組みによって、収入額によって決められた金額まで利用者負担額が減免されます。

○ 支援費制度

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体に障害のある人や知的障害のある人の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度とするため、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する制度で平成15年4月から実施されました。

○ 社会福祉法人減免

通所施設、デイサービス、ホームヘルプ及び20歳以下の施設入所サービスの利用者に対して、所得の低い障害者が障害福祉サービスを利用できるようにするために、社会的に認知された社会福祉法人が法人自体で利用料を負担し、利用者負担を減免することができる仕組みです。

○ 障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれています。

た状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化を目指すこととして、平成18年4月から施行されました。

○ 地域自立支援協議会

地域において相談支援事業を適切に実施していくため、地域の関係機関によるネットワークを構築し、中立・公平性を確保する観点から相談支援事業者の運営評価などの実施や具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言を行います。

○ 特例子会社

障害者雇用率制度による障害者雇用の義務は、個々の事業主ごとに課せられているが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣（公共職業安定所長）の認可を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとされています。

親会社にとって、障害者雇用率の向上・達成が期待できるとともに、障害者にとっても、より障害者に配慮された職場環境の中で、最大限に能力を発揮する機会が増大することが期待されます。

また、特例子会社をもつ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループでの雇用率算定を可能としています。

○ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

（自閉症：脳機能の障害のため、他人との社会的関係の形成の困難さ、言語の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害で、3歳頃までに症状が現れる。）

○ 発達障害者支援法

発達障害のある人については、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であ

ることから、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害のある人に対し学校教育等における支援に関することを定め平成17年4月から施行されました。